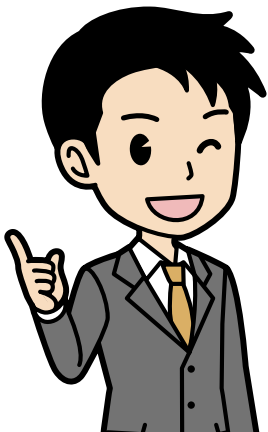


# 地方公共団体の 扶養共済制度を通じて 障害のある方を支えます



## 事業の概要

地方公共団体（都道府県・指定都市）が、条例に基づき実施している心身障害者扶養共済制度は、障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が万一お亡くなりになられた場合などに、障害のある方に対して終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。心身障害者扶養保険事業は、この制度を、福祉医療機構が保険する事業です。



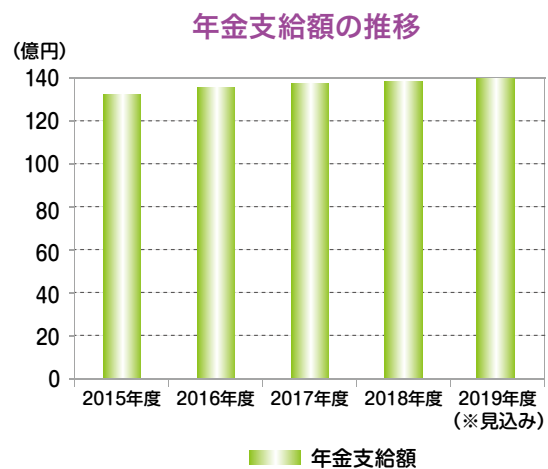
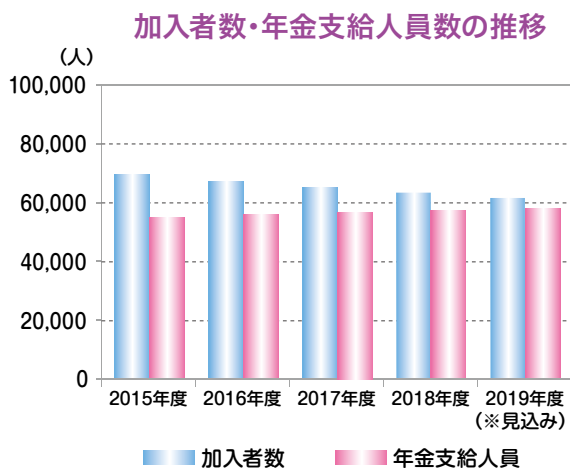
地方公共団体の  
制度を縁の下で  
支えています。

**特色 1** 障害のある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神に基づき生まれた制度です。

**特色 2** 地方公共団体が条例に基づき実施している任意加入の制度です。

**特色 3** 全国的な規模の事業として運営することにより、制度を安定的、効率的に実施しています。

2019年度実績見込みにおける年金支給人員数及び年金支給額は、前年度を上回る見込みです。



【お問い合わせ】

保険・支払業務部 扶養保険課

TEL03-3438-0221 FAX03-3438-3885

※加入の申込み等のお問い合わせは、お住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

詳しくはHPを  
ご覧ください

